

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しの概要

1 水質環境基準の水域類型の指定及び見直しの経緯

河川の水質については、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準（水質環境基準）を定めることとされている。

生活環境の保全に関する水質環境基準は、水域の利用目的に応じて6つの類型が設けられ、同法に基づき都道府県知事が水域の類型を指定（二以上の都道府県の区域にわたる木曾川等の水域は国が指定）することとされている。

これらの類型は、水域の利用目的や水質状況の変化に応じて、適宜、水域ごとに類型の見直しをすることとされている。

本県では、昭和45・46年度にかけて37水域が類型を指定され、その後、順次追加され、現在49水域が類型を指定されている（表1）。また、平成7年度から16年度及び平成28年度に類型の見直しがされている。

表1 河川における水域類型の指定の状況及び水質環境基準（平成29年3月末現在）

類型区分	水域数	環境基準	類型区分	水域数	環境基準	（備考）
AA	4	1 mg/L 以下	C	13	5 mg/L 以下	表中の環境基準は生物化学的酸素要求量（BOD）※の値である。
A	11	2 mg/L 以下	D	13	8 mg/L 以下	
B	6	3 mg/L 以下	E	2	10 mg/L 以下	

※BOD：河川の有機汚濁の代表的な指標。

2 水域類型の見直しスケジュール

平成7年度から16年度にかけて行った第1回目の水域類型の見直し後、県内河川の水質はさらに改善され、現状より上位類型の水質環境基準を継続的に満足する水域が多くなってきた。

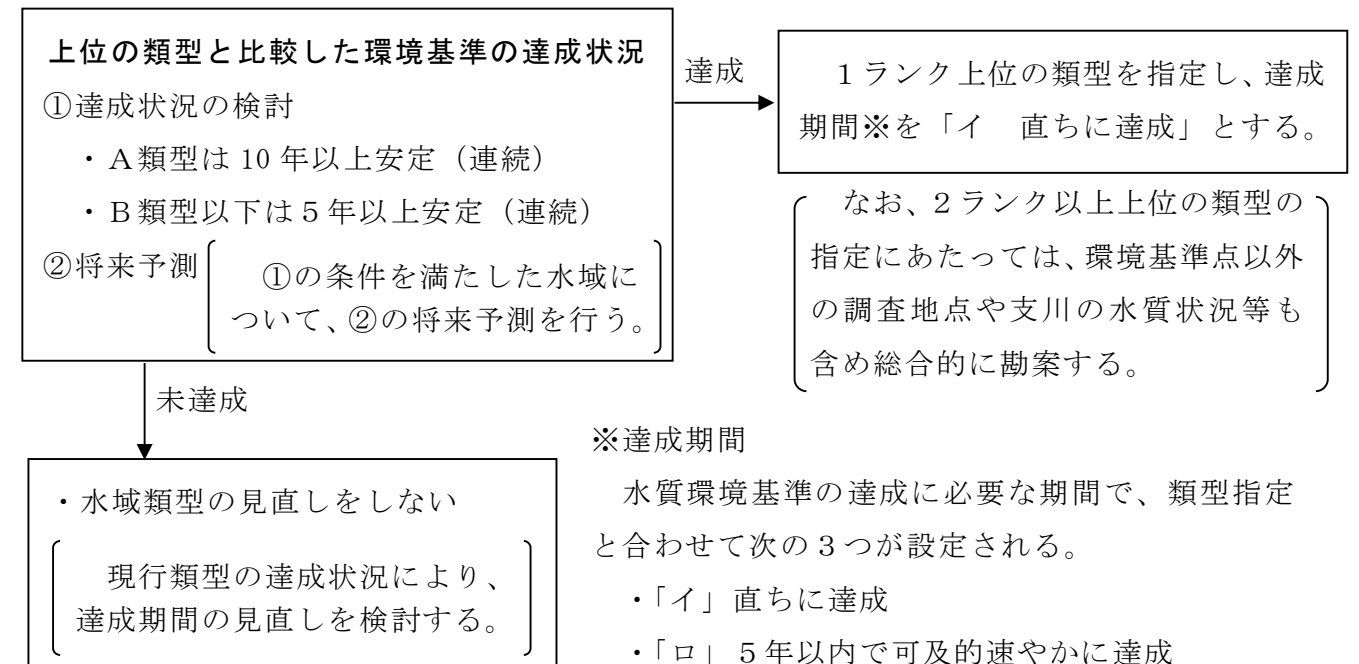
そこで、県内河川を4ブロックに分け、平成28年度から31年度にかけて、過去5年又は10年の水質状況を踏まえた上で、人口動態・下水道普及率等による水質の将来水質予測（5年後、10年後）を行い、上位類型への見直しを検討する（表2）。

表2 水域類型の見直し予定

年度	28 (9水域の見直し)	29	30	31
水域名	・庄内川等水域の一部（日光川、新川下流、五条川下流） ・豊川等水域	・矢作川水域	・境川等水域	・庄内川等水域（H28の水域を除く。） ・その他の水域

3 水域類型の見直しの考え方

国の考え方に鑑み、BODの測定値を基本に検討し、その他の項目については必要に応じて考慮して進めるものとする。考え方については、以下のフローによる。



※達成期間

水質環境基準の達成に必要な期間で、類型指定と合わせて次の3つが設定される。

- ・「イ」直ちに達成
- ・「ロ」5年以内で可及的速やかに達成
- ・「ハ」5年を超える期間で可及的速やかに達成

4 平成29年度水域類型の見直し

水域類型の見直しの考え方に基づき検討した結果、表3に掲げる7水域について見直す。

表3 水域類型を見直す水域の一覧

水域区分	水域名	類型		達成期間		類型指定年度（見直し）	環境基準達成状況												
		現行	見直し案	現行	見直し案		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	将来予測		
																	H32	H37	
矢作川水域	矢作川下流（明治用水頭首工より下流）	B	A	イ	イ	S45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		現行類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	乙川下流（岡崎市取水口より下流）	B	A	イ	イ	H11（S45）	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		現行類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	鹿乗川（全域）	C	C	ロ	イ	S49	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	-	-
		現行類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	矢作古川（全域）	C	B	イ	イ	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		現行類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	介木川（全域）	A	AA	イ	イ	H7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		現行類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雨山川及び乙女川下流（雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川）	A	AA	イ	イ	H7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	現行類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
木瀬川及び大伏川下流（木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流の大伏川）	A	AA	イ	イ	H10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	現行類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

備考：環境基準達成状況の上位類型の各年度の欄中、現行類型より1ランク上位の類型と比較して達成している場合は「○」を、達成していない場合は「×」としている。

<参考>

1 水質環境基準（河川）の類型

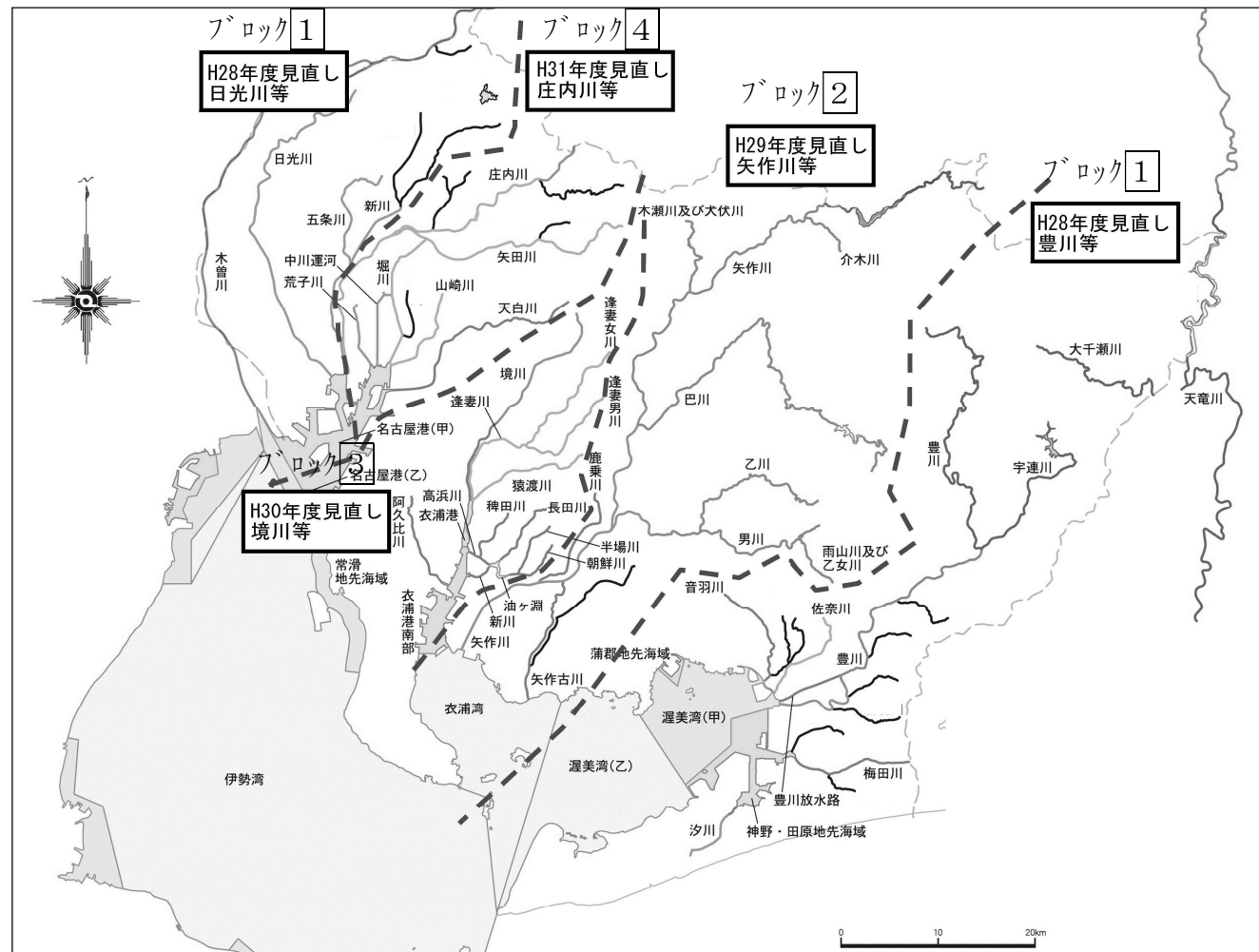
類型	BOD※	利用目的の適応性
AA	1 mg/L 以下	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
A	2 mg/L 以下	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの
B	3 mg/L 以下	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの
C	5 mg/L 以下	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの
D	8 mg/L 以下	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの
E	10 mg/L 以下	工業用水3級、環境保全

※河川の有機汚濁の代表的な指標

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2 水域類型指定の見直し予定図



3 矢作川水域における環境基準達成状況と水域類型の見直し検討（全12水域）

水域区分	水域名	現行		類型 指定年度 (見直し)	環境基準達成状況 (下段：現行類型、上段：1ランク上位類型)										水域類型の 見直し検討結果													
		類型	達成 期間		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28														
矢作川 水域	矢作川上流(1) (矢作ダムより上流の矢作川)	AA	イ	S47	上位類型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現行類型	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	見直しをしない
	矢作川上流 (矢作ダムから明治用水頭首工まで)	A	イ	S45	上位類型	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	現行類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	見直しをしない
	矢作川下流 (明治用水頭首工より下流)	B	イ	S45	上位類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	現行類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B・イ→A・イ
	巴川 (全域)	A	イ	S45	上位類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	現行類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	見直しをしない
	乙川上流 (岡崎市取水口より上流)	A	イ	S45	上位類型	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	現行類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	見直しをしない
	乙川下流 (岡崎市取水口より下流)	B	イ	H11 (S45)	上位類型	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	現行類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B・イ→A・イ
	鹿乗川 (全域)	C	ロ	S49	上位類型	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	現行類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	C・ロ→C・イ
	矢作古川 (全域)	C	イ	S47	上位類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	現行類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	C・イ→B・イ
	介木川 (全域)	A	イ	H7	上位類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	現行類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A・イ→AA・イ
	男川 (全域)	A	イ	H7	上位類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	現行類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	見直しをしない
	雨山川及び乙女川下流 (雨山川全域及び雨山川合流点より 下流の乙女川)	A	イ	H7	上位類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	現行類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A・イ→AA・イ
	木瀬川及び犬伏川下流 (木瀬川全域及び木瀬川合流点より 下流の犬伏川)	A	イ	H10	上位類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	現行類型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A・イ→AA・イ

4 平成29年度の審議経過

平成29年10月16日	知事から愛知県環境審議会長への諮問
平成29年10月19日	愛知県環境審議会長から水質部会長への付託
平成29年11月7日	愛知県環境審議会水質部会（第1回） 水域類型の見直しの考え方、水域類型の見直し (案)及び県民意見募集(案)の検討
平成30年1月18日	愛知県環境審議会水質部会（第2回） ・県民意見の募集結果の報告 ・部会報告のとりまとめ
平成30年1月22日	水質部会長から愛知県環境審議会長への報告